

I. 一般狀況

市の概要

<概説>

立川市は東京都のほぼ中央、西よりに位置しており、昭島市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、武蔵村山市と接し、多摩地区の中心部にあります。

市の中央部をJR中央線、青梅線、南武線と、多摩都市モノレールが、市北部を西武拝島線が通っており、多摩地区における交通の要所となっています。市域の中央部分には国営昭和記念公園や広域防災基地、自治大学校などがあるほか、国から首都圏の「業務核都市」に位置づけられ、商業や業務などの集積が図られると共に、文化、研究、防災などの広域的な都市機能が整備され、拠点形成が進められています。また、市域の北部は都市農業や武蔵野の雑木林など緑豊かな地域を形成しています。

<立川市の基本的な統計数値>

位置	東経:139° 24'26"/ 北緯:35° 42'49"(市役所)
海拔	64.9m ~ 124.7m
面積	24.36km ²
人口	185,737人 (令和6年4月1日住民基本台帳より) 男性91,930人 女性93,807人 うち 外国人 5,687人 うち 男性 2,665人 女性 3,022人
世帯	97,035世帯 (令和6年4月1日住民基本台帳より) うち 外国人のみの世帯 3,334世帯
市制施行日	昭和15年12月1日



国民健康保険制度の沿革

年 月	立川市国民健康保険の推移	年 月	国民健康保険制度等の推移
34. 4	新制度による立川市国民健康保険の開始	48. 1	・老人医療(国)無料化制度(70歳以上)発足
		48. 7	・老人医療(都)適用年齢拡大(65歳以上)
		48. 12	・高額療養費制度実施(東京都全保険者)
		50. 10	・高額療養費制度法定給付実施
52. 4	・高額療養費資金貸付制度発足	52. 4	・国保の擬制世帯主の課税制度廃止
		58. 2	・老人保健法施行
		59. 10	・退職者医療制度発足
		63. 4	・老人保健施設療養費制度発足
			・東京都市町村高額医療費共同事業発足
		63. 6	・保険基盤安定繰入金制度実施
<平成>			
2. 5	・人間ドック(総合健康診査)補助制度発足 ・契約保養所補助制度発足	5. 4	・老人訪問看護療養費制度発足・入院時急事療養費制度発足
		6. 10	・訪問看護療養費制度発足・出産育児一時金制度発足
7. 4	収納対策の一環として、滞納者に対する短期被保険者証の交付		
7. 7	・結核・精神医療給付金制度発足		
8. 11	・保険料収納推進員制度導入		
9. 6	・診療報酬明細書(レセプト)開示制度発足	9. 6	・診療報酬明細書(レセプト)開示制度発足
9. 11	・資格情報システム稼働		
10. 4	・保険料仮算定方式廃止	10. 4	・国庫事務費負担金の一般財源化
	・賦課収納システム稼働、国民健康保険システム本稼働		
11. 4	・郵便局口座振替制度開始	11. 7	・高齢者薬剤一部負担金軽減臨時特例実施
12. 4	・介護保険料を国民健康保険料と一体として 賦課徴収する介護保険制度施行	12. 4	・介護保険法施行・海外療養費支給制度発足
	・組織変更 審査係新設、福祉部より老人医療係移管		・老人保健法改正 高齢者薬剤一部負担金制度廃止 高齢者高額医療費支給制度発足
13. 4	・出産費資金貸付制度発足に伴い高額療養費資金 貸付条例改正、名称を「高額療養費等資金貸付条例」とする		
	・高齢者高額医療費支給制度発足に伴い 老人保健高額医療費資金貸付条例制定		
	・組織変更 給付係と老人医療係を統合し、医療給付係新設	14. 10	・国民健康保険法改正 患者一部負担金の変更 3歳未満:3割→2割 70歳以上:1割(一定所得以上は2割)
14. 4	・人間ドック(総合健康診査)補助制度廃止 ・人間ドック受診補助制度発足 ・高齢者表彰制度廃止		・老人保健法改正 負担割合の変更(一定以上所得者の創設) 一定以上所得者:2割、左記以外の者:1割
		15. 4	・国民健康保険法改正 外来の薬剤一部負担金の廃止 70歳未満の退職被保険者等の一部負担割合変更 (本人・被扶養者入院時) 2割→3割 特例療養費の廃止(一部負担金の3割統一により) ・保険料の徴収の私人委託が可能になる
16. 4	・組織変更 市民部から市民生活部に再編 庶務係と年金係を統合し庶務年金係新設		
	・契約保養所補助制度改正、出産育児一時金支給額改定		
	・収納対策の一環で、滞納者に対し被保険者資格証明書の交付		
17. 4	・契約保養所補助制度廃止 ・人間ドック受診補助制度改正 脳ドック補助が別枠で利用可能に変更 ・いきいき健康づくり事業、多受診者への訪問指導事業開始		
18. 4	・国保総合健康づくり支援事業廃止 ・人間ドックフォロー事業開始	18. 10	・国民健康保険法改正 保険財政共同安定化事業の創設 ・現役並み所得を有する高齢者の一部負担割合変更 2割→3割
19. 4	・組織変更 庶務年金係と審査係の再編 主査(医療制度改革担当)新設		
20. 4	・健康家庭表彰廃止、多受診者への訪問指導事業廃止 ・組織変更 主査(医療制度改革担当)廃止 主査(後期高齢者医療保険料担任)新設 ・特定健康診査・特定保健指導、保険料の年金天引き開始 ・画像レセプトシステム導入	20. 4	・後期高齢者医療制度開始 ・特定健康診査・特定保健指導開始 ・老人保健法廃止 ・70～74歳の一部負担金引上げの凍結 凍結2割→1割
20. 4	・保険料率等改定		
21. 4	・組織変更 保険年金課へ改称 市民生活部から福祉保健部へ再編 保険係再編 →賦課係、収納係新設 レセプト点検の一部委託、保険料のコンビニエンスストア収納開始		
21. 10	・出産育児一時金支給額改定		
22. 4	・組織変更 国保年金相談係 →国民年金係へ改称 債権管理担当主幹(財務部)新設 ・人間ドック・脳ドック受診補助額変更、人間ドックフォロー事業終了 人間ドック:2万円 脳ドック:1万5千円 ・国民健康保険条例改正 保険料軽減率の変更 6割、4割軽減 → 7割、5割、2割軽減		
	・保険料率等改定		
22. 5	・新庁舎移転	22. 5	・国民健康保険法改正 広域化支援方針の策定について
23. 3	・国民健康保険条例改正 出産育児一時金受取代理制度に対応	23. 3	・東日本大震災発生 被災者の一部負担金及び保険料免除決定
23. 4	・組織変更 主査(後期高齢者医療保険料担任)を廃止 ・老人保健事業特別会計廃止	23. 4	・出産育児一時金等支給額 39→42万円継続 ・出産育児一時金等受取代理制度の開始 ・70～74歳の一部負担金引上げの凍結 凍結2割→1割 ・地方税法改正 賦課限度額引上 ・地方税法改正
23. 6	・東日本大震災に係る保険料及び一部負担金等減免制度運用開始	23. 6	
23. 9	立川市納付促進コールセンターを開設		国保保険料の算定を平成25年から 旧ただし書き方式に一本化
24. 4	・組織変更 主査(医療費適正化担当)を新設 ・保険料のモデルレセプト導入 ・保険料率等改定	24. 4	・限度額適用認定証の適用拡大 入院のみ→外来へ拡大 ・国と都の定率負担割合の変更 都調整交付金7%→9% ・国療養給付費等負担金34%→32%
24. 7	・キャッシュカード口座振替受付サービス開始 ・ジェネリック医薬品差額通知の実施(3回)	24. 8	・財政基盤強化策恒久化 基盤安定負担金・高額共同事業の延長 社会保障制度改革推進法成立
	・柔道整復療養費支給申請書点検等の強化		社会保障制度改革国民会議設置など規定
	・特定健康診査受診勧奨 ハガキ送付⇒電話または訪問による勧奨	11	社会保障制度改革国民会議第1回開催

国民健康保険制度の沿革

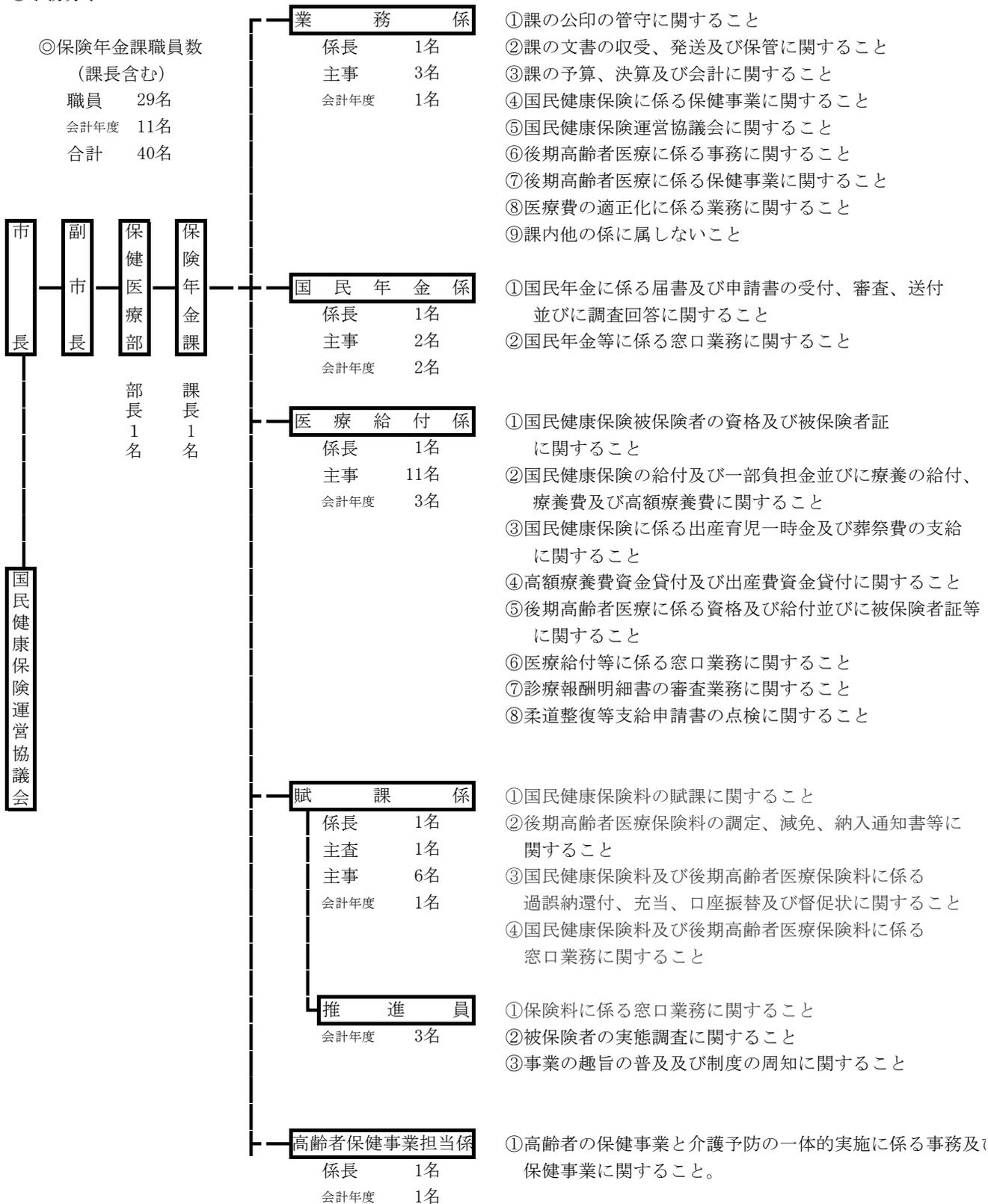
年 月	立川市国民健康保険の推移	年 月	国民健康保険制度等の推移
25. 4	・保険料率等改定 ・いきいき健康づくり事業廃止 ・柔道整復に加え、鍼灸あん摩マッサージへ二次点検範囲を拡大 ・収納推進員、窓口業務を兼務	25. 4 8 10	特定同一世帯の軽減措置を恒久化 社会保険制度改革国民会議、国保保険者を都道府県へ移行などとする内容の報告書取りまとめ ・政府、消費税率8%への引き上げ決定 ・国保中央会、国保総合システムによる高額療養費支給額の計算誤りの可能性があることを発表
12	・地方税に準じ国保料の滞滞金利率見直し	12	・社会保障プログラム法成立、国保に対する財政支援の拡充 国保保険者や運営の在り方等検討し、必要な措置をとると明記 ・70～74歳の一部負担金引上凍結の特例措置解除 ・5・2割均等割軽減の判定基準額引上による拡充 ・地方税法改正 賦課限度額引上
26. 4	・組織変更 収納係、納税課へ、収納一元化による債権管理担当主幹(財務部)を廃止 ・保険料率等改定 ・海外療養費点検開始 ・糖尿病性腎症重症化予防指導事業開始 ・収納推進員を廃止し、医療保険制度推進員設置	26. 4	・出産育児一時金支給額の改定 産科医療補償制度掛金の変更に伴う改定 総額は42万円で据置 一時金39万円⇒40万4千円、掛金3万円⇒1万6千円 ・社会保障制度改革推進本部で30年度から国保財政運営を都道府県に移行する改革を柱とした医療保険制度改革骨子を決定 ・保険者支援制度の拡充 軽減対象者1人当たりの支援額 平均保険料収納額⇒平均保険料算定額 7割軽減 12%⇒15%、5割軽減 6%⇒14%、2割軽減 0%⇒13% ・軽減判定所得見直し 5割軽減 33万+24.5万×被保⇒33万円+26万円×被保険者数 2割軽減 33万+45万×被保⇒33万円+47万円×被保険者数 ・保険財政共同安定化事業の拡大 対象医療費がレセプト1件30万円超えから1円以上に拡大 ・地方税法改正 賦課限度額引上
27. 3	国保データベース(KDB)システムの運用開始	27. 1	・産科医療補償制度掛金の改定 総額は42万円で据置 一時金39万円⇒40万4千円、掛金3万円⇒1万6千円 ・社会保障制度改革推進本部で30年度から国保財政運営を都道府県に移行する改革を柱とした医療保険制度改革骨子を決定 ・保険者支援制度の拡充 軽減対象者1人当たりの支援額 平均保険料収納額⇒平均保険料算定額 7割軽減 12%⇒15%、5割軽減 6%⇒14%、2割軽減 0%⇒13% ・軽減判定所得見直し 5割軽減 33万+24.5万×被保⇒33万円+26万円×被保険者数 2割軽減 33万+45万×被保⇒33万円+47万円×被保険者数 ・保険財政共同安定化事業の拡大 対象医療費がレセプト1件30万円超えから1円以上に拡大 ・地方税法改正 賦課限度額引上
27. 4	・組織変更 納税課が収納課に名称変更 ・保険料率等改定 医療分 後期高齢者支援分 介護分 所得割 6.06% 2.14% 1.55% 均等割 28,700円 10,700円 14,100円 限度額 52万円 17万円 16万円	27. 4	・軽減判定所得見直し 5割軽減 33万+24.5万×被保⇒33万円+26万円×被保険者数 2割軽減 33万+45万×被保⇒33万円+47万円×被保険者数 ・保険財政共同安定化事業の拡大 対象医療費がレセプト1件30万円超えから1円以上に拡大 ・地方税法改正 賦課限度額引上 後期高齢者支援金について段階的に全面総報酬割を実施 現行:3/1→27年度:1/2→28年度:2/3→29年度:全面総報酬割
28. 3	立川市国民健康保険データヘルズ計画策定	27. 5	・軽減判定所得見直し 5割軽減 33万+26.5万×被保⇒33万円+27万円×被保険者数 2割軽減 33万+48万×被保⇒33万円+49万円×被保険者数
28. 4	・保険料率等改定 医療分 後期高齢者支援分 介護分 所得割 6.02% 2.12% 1.50% 均等割 28,700円 10,800円 13,100円 限度額 54万円 19万円 16万円	28. 4	・軽減判定所得見直し 5割軽減 33万+26.5万×被保⇒33万円+27万円×被保険者数 2割軽減 33万+48万×被保⇒33万円+49万円×被保険者数
29. 4	・クレジットカード収納導入 ・組織変更 主査(医療費適正化担当)を廃止 ・保険料率等改定 医療分 後期高齢者支援分 介護分 所得割 6.38% 2.13% 1.49% 均等割 30,500円 11,100円 13,400円 限度額 54万円 19万円 16万円	29. 4	・軽減判定所得見直し 5割軽減 33万+26.5万×被保⇒33万円+27万円×被保険者数 2割軽減 33万+48万×被保⇒33万円+49万円×被保険者数
30. 3	立川市国民健康保険保健事業実施計画策定	30. 3	
30. 4	・保険料率等改定 医療分 後期高齢者支援分 介護分 所得割 6.54% 2.13% 1.61% 均等割 31,400円 11,100円 14,300円 限度額 58万円 19万円 16万円	30. 4	・国民健康保険広域化 ・地方税法改正 賦課限度額引上 ・軽減判定所得見直し 5割軽減 33万+27万×被保⇒33万円+27.5万円×被保険者数 2割軽減 33万+49万×被保⇒33万円+50万円×被保険者数 ・地方税法改正 賦課限度額引上
31. 4	・保険料率等改定 医療分 後期高齢者支援分 介護分 所得割 6.58% 2.24% 1.69% 均等割 32,100円 11,700円 14,500円 限度額 61万円 19万円 16万円	31. 4	・軽減判定所得見直し 5割軽減 33万+27.5万×被保⇒33万円+28万円×被保険者数 2割軽減 33万+50万×被保⇒33万円+51万円×被保険者数 ・地方税法改正 賦課限度額引上
2. 4	・保険料率等改定 医療分 後期高齢者支援分 介護分 所得割 6.75% 2.34% 1.70% 均等割 33,000円 12,000円 14,500円 限度額 63万円 19万円 17万円	2. 4	・軽減判定所得見直し 5割軽減 33万+28万×被保⇒33万円+28.5万円×被保険者数 2割軽減 33万+51万×被保⇒33万円+52万円×被保険者数 ・地方税法改正 賦課限度額引上 ・軽減判定所得見直し
2. 4	・保険料率等改定 医療分 後期高齢者支援分 介護分 所得割 6.58% 2.24% 1.69% 均等割 32,100円 11,700円 14,500円 限度額 61万円 19万円 16万円	2. 4	・軽減判定所得見直し 5割軽減 33万+28万×被保⇒33万円+28.5万円×被保険者数 2割軽減 33万+51万×被保⇒33万円+52万円×被保険者数 ・政府の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策(第2弾) において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者に傷病手当金を支給する場合の財政支援について通知
3. 4	令和2年度の保険料については、引き上げを行ったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う市内の景気経済や市民生活等への影響に鑑み、保険料率と賦課限度額を、改正前の平成31年度水準へ引き下げた。 ・立川市国民健康保険傷病手当金支給規則の制定 ・保険料率等(据え置き) 医療分 後期高齢者支援分 介護分 所得割 6.58% 2.24% 1.69% 均等割 32,100円 11,700円 14,500円 限度額 61万円 19万円 16万円	3. 4	・賦課限度額、軽減判定所得基準額は据え置き ただし、平成30年度税制改正大綱による個人所得課税の見直しに伴い、基礎控除額の援用部分および算定式については見直し 7割軽減 33万⇒43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) 5割軽減 33万+28.5万×被保険者数⇒43万円+(28.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1) 2割軽減 33万+52万×被保険者数⇒43万円+(52万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)
4. 1	令和3年度の保険料については、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う市内の景気経済や市民生活等への影響に鑑み、保険料率と賦課限度額を、平成31年度水準に据え置いた。	4. 1	・出産育児一時金支給額の改定 産科医療補償制度掛金の変更に伴う改定 総額は42万円で据置 40万4千円⇒40万8千円、掛金1万6千円⇒1万2千円
4. 4	・電子マネー収納導入 ・保険料率等(据え置き) 医療分 後期高齢者支援分 介護分 令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う市内の景気経済や市民生活等への影響に鑑み、保険料率と賦課限度額を、平成31年度水準に据え置いた。	4. 4	・地方税法改正 賦課限度額引上 ・未就学児の保険料の減免 ⇒未就学児の均等割保険料5割軽減
5. 4	・保険料率等(限度額のみ改定) 医療分 令和4年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う市内の景気経済や市民生活等への影響に鑑み、保険料率を平成31年度水準に据え置き、限度額のみ63万円とした。	5. 4	・出産育児一時金支給額の改定 産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合は50万円、未加入医療機関で出産した場合には48万8千円 ・産前産後期間の保険料の免除
6. 4	・保険料率等(限度額のみ改定) 後期高齢者支援分 物価上昇の市民生活への影響が継続に鑑み、令和5年度に引き続き、保険料率を平成31年度水準に据え置き、限度額のみ21万円とした。 ・未就学児の保険料(均等割額)の免除 ⇒既に国制度で5割軽減、残り5割を立川市独自制度で軽減 ・立川市国民健康保険第3期データヘルズ計画策定	6. 4	・地方税法改正 賦課限度額引上

事務組織図

令和6年10月1日現在

◎事務分掌

◎保険年金課職員数
(課長含む)
職員 29名
会計年度 11名
合計 40名



国民健康保険運営協議会

国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の健全かつ円滑な運営を図るため、市長諮問機関として、国民健康保険法第11条の規定により設置されている。

①『運営協議会の審議事項』

- 保険料に関すること
- 保険給付に関すること
- 保健事業に関すること
- その他国民健康保険事業の運営に関し、特に重要な事項

②『構成』

- 被保険者を代表する委員…………… 5名
- 保険医又は保険薬剤師を代表する委員…… 5名
- 公益を代表する委員…………… 5名
- 被用者保険等保険者を代表する委員…… 2名

③『協議会委員氏名』（敬称略）

◎会長 ○会長職務代理者

各年度10月1日現在

区分	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
被保険者代表表	桑原 孝 田尻 隆子 中島 恵美 長谷川 佳代子 山田 廣幸	桑原 孝 田尻 隆子 中島 恵美 長谷川 佳代子 山田 廣幸	桑原 孝 田尻 隆子 中島 恵美 長谷川 佳代子 山田 廣幸	田尻 隆子 西村 徳雄 萩原 幸夫 宮本 直樹 山田 廣幸	田尻 隆子 西村 徳雄 萩原 幸夫 宮本 直樹 山田 廣幸
保険薬剤師代表表	五十嵐 弥生 多森 芳樹 平田 俊吉 森谷 健一 嵐 沙誉子	五十嵐 弥生 多森 芳樹 平田 俊吉 森谷 健一 嵐 沙誉子	五十嵐 弥生 多森 芳樹 平田 俊吉 森谷 健一 嵐 沙誉子	五十嵐 弥生 多森 芳樹 平田 俊吉 森谷 健一 石原 一生	五十嵐 弥生 多森 芳樹 平田 俊吉 森谷 健一 石原 一生
公益代表表	○ 松本 あきひろ 永元 須摩子 大沢 純一 ◎ 黒川 重夫 坂本 鉄也	○ 江口 元気 大石 ふみお 若木 早苗 ◎ 黒川 重夫 坂本 鉄也	○ 江口 元気 大石 ふみお 若木 早苗 ◎ 黒川 重夫 坂本 鉄也	○ 頭山 太郎 山本 みちよ 浅川 修一 ◎ 黒川 重夫 木村 辰幸	○ 頭山 太郎 山本 みちよ 浅川 修一 ◎ 黒川 重夫 木村 辰幸
被用者保険代表表	熊谷 裕一 田中 宏之	川元 秀敏 田中 宏之	川元 秀敏 澤口 賢一	藤田 美奈子 澤口 賢一	藤田 美奈子 大塚 智廣

④『令和5年度運営協議会開催状況』

【第1回】	人事異動について
	令和5年度特別会計国民健康保険事業予算について
	新型コロナウイルス感染症に係る立川市国民健康保険の対応実績について
【第2回】	成果連動型特定健康診査受診率向上事業について
	令和4年度の保健事業の実績について
【第3回】	立川市国民健康保険保健事業実施計画の振り返りについて
	令和4年度特別会計国民健康保険事業決算等について
【第4回】	立川市国民健康保険第3期データヘルス計画について
	立川市国民健康保険の財政健全化計画及び保険料について(諮問)
【第5回】	立川市国民健康保険の財政健全化計画及び保険料について
	立川市国民健康保険第3期データヘルス計画(素案)について
【第6回】	立川市国民健康保険の財政健全化計画及び保険料について(答申)
	立川市国民健康保険第3期データヘルス計画(素案)について